

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、いちご一会とちぎ国体警備・消防防災基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会（以下「両大会」という。）開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサル、冬季大会開始式・表彰式及びいちご一会とちぎ大会競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催時において、大規模災害・突発重大事案（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合における県が設置する実施本部（以下「実施本部」という。）の活動体制、活動要領等を定め、迅速かつ的確な応急対策を図り、選手・監督・役員・一般観覧者等（以下「両大会参加者」という。）の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この計画における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 大規模災害

大規模な地震、暴風、豪雨、洪水等その他異常な自然現象、火災等で、死傷者の発生又は施設の損壊を伴い、若しくはそのおそれがあり、特別な体制で対処する必要がある事案をいう。

(2) 突発重大事案

爆発事故、雑踏事故、爆薬や毒劇物等を用いたテロなどの突発的な事案であって、死傷者等を伴い社会的反響の大きい事案又は死傷者等を伴うおそれがあり大きな社会的反響が予想される事案で、特別な体制で対処する必要がある事案をいう。

第2章 両大会開・閉会式会場における対策

(実施期日及び実施場所)

第3条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実 施 場 所
いちご一会とちぎ国体 総合開・閉会式リハーサル	未 定	【栃木県総合運動公園】 ・栃木県総合運動公園敷地内及び周辺 ・その他関係施設
いちご一会とちぎ国体 総 合 開 会 式	令和4(2022)年 10月1日(土)	
いちご一会とちぎ国体 総 合 閉 会 式	令和4(2022)年 10月11日(火)	【荒天時】 ・未定

いちご一会とちぎ大会 開・閉会式リハーサル	未 定	
いちご一会とちぎ大会 開 会 式	令和4(2022)年 10月29日(土)	
いちご一会とちぎ大会 閉 会 式	令和4(2022)年 10月31日(月)	
事 前 警 戒	令和4(2022)年 9月中旬(予定) ～9月30日(金) 令和4(2022)年 10月中旬(予定) ～10月28日(金)	

(警戒措置)

第4条 警備消防防災本部は、大規模災害等の発生のおそれがある場合、実施本部各班と連携して次の警戒措置を行う。

- (1) 大規模災害等に関する情報の収集
- (2) 交通機関の運行及び道路交通状況の情報収集
- (3) 避難経路の確認及び避難場所の確保
- (4) 仮設物の安全確認、転倒・落下防止措置及び障害物の点検・除去
- (5) 大規模災害等対応の指揮、避難場所等の周知
- (6) 火気の使用中止、機器等の運転の安全確認
- (7) 県・関係市町災害対策本部（未設置の場合の連絡担当課（係）等を含む。）、消防、警察、委託警備会社等（以下「防災関係機関」という。）への連絡、連携の確保
- (8) その他必要な警戒措置

(大規模災害等発生時の措置)

第5条 実施本部は、大規模災害等の発生時において、次に定める一時的な応急対策を行う。

- (1) 応急対策に必要な体制の確立
- (2) 事案の概要、被害状況の把握及び交通情報の収集
- (3) 救急・救助活動
- (4) 両大会参加者（災害時要配慮者を含む。）の安全確保及び避難誘導
- (5) 緊急車両の誘導及び通行路の確保
- (6) 残留者対策、会場内保安対策等の会場管理業務
- (7) 医療機関等の救急活動に対する協力支援
- (8) 防災関係機関、県・関係市町災害対策本部等との密接な連携及び情報共有
- (9) 通信手段の確保と災害時通信体制の確立
- (10) その他必要な措置

(特別緊急災害対策本部の設置)

第6条 実施本部長は、大規模災害等が発生し又はそのおそれがあり、応急対策を実施するために、特に必要があるときは、別表のとおり「特別緊急災害対策本部」(以下「特別緊急本部」という。)を編成する。

2 特別緊急本部設置時の連絡・通信体制は、別に定める。

(県防災組織との関係)

第7条 実施本部は、大規模災害等の発生又はそのおそれがあり、県が地域防災計画や各部署の各種危機事案対応マニュアル等に基づき、県災害対策本部、各種危機事案対策本部等を設置した場合には、各対策本部等との緊密な連絡体制を構築し、連携協力する。

(避難場所)

第8条 避難場所は、関係機関と調整のうえ決定する。

第3章 冬季大会開始式・表彰式会場における対策

(実施期日及び実施場所)

第9条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実 施 場 所
スケート・アイスホッケー 競 技 会 開 始 式	令和4(2022)年 1月24日(月)	【日光市】 ・日光市今市文化会館及び周辺
事 前 警 戒	令和4(2022)年 1月下旬(予定)	
ス ケ ー ト 競 技 会 表 彰 式	令和4(2022)年 1月28日(金)	【日光市】 ・観光ホテル日光千姫物語及び周辺
ア イ ス ホ ッ ケ ー 競 技 会 表 彰 式	令和4(2022)年 1月30日(日)	
事 前 警 戒	令和4(2022)年 1月下旬(予定)	

(活動要領)

第10条 大規模災害等の対策については、第2章の規定を準用し、必要な対策を講じる。

第4章 いちご一会とちぎ大会の競技会場における対策

(実施期日及び実施場所)

第11条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実 施 場 所
競 技 会 場 (練習会場含む)	令和4(2022)年 10月28日(金) ～10月31日(月) (公式練習日含む) ※実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒に係る期間を含むものとする。	【宇都宮市】 ○カンセキスタジアムとちぎ [陸上競技 (身・知)] ○栃木県総合運動公園屋内水泳場 [水泳 (身・知)] ○栃木県総合運動公園メインアリーナ [バスケットボール (知)] ○宇都宮市清原体育館 [バレーボール (身)] ○宇都宮市体育館 [バレーボール (知)] ○宇都宮市屋板運動場運動広場 [グランドソフトボール (身)] 【足利市】 ○足利スターレーン [ボウリング (知)] ○足利市総合運動場硬式野球場・軟式野球場 [フットベースボール (知)] 【栃木市】 ○栃木市総合運動公園陸上競技場 [フライングディスク (身・知)] 【佐野市】 ○佐野市アリーナためま [バレーボール (精)] 【鹿沼市】 ○TKCいちごアリーナ [卓球 (身・知・精)] (サウンドテーブルテニス (身) を含む) 【小山市】 ○栃木県立県南体育館 [車いすバスケットボール (身)] 【真岡市】 ○真岡市総合運動公園陸上競技場・運動広場1 [サッカー (知)] 【大田原市】 ○美原公園野球場・第2球場 [ソフトボール (知)] 【那須塩原市】 ○三和住宅にしなすのスポーツプラザ体育館 [ボッチャ (身)] 【那須烏山市】 ○那須烏山市緑地運動公園多目的競技場 [アーチェリー (身)] ※ 上記競技会場と異なる練習会場についても、実

		施場所を含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場及び練習会場が所在する付帯施設並びにその周辺を含むものとする。
--	--	--

(活動要領)

第 12 条 大規模災害等の対策については、第 2 章の規定を準用し、必要な対策を講じる。

第 5 章 研修・訓練

(研修・訓練の実施)

第 13 条 実施本部は、大規模災害等発生時における諸活動を円滑に実施するため、関係する実施本部員に対し、実施期日前の適切な時期に、業務に関する研修及び事前訓練を実施する。

(研修・訓練内容)

第 14 条 大規模災害等対策業務に関する研修・訓練の内容は、次のとおりとする。

- (1) 特別緊急本部の組織編成に関すること。
- (2) 本実施計画の周知及び大規模災害等対策に必要な知識に関すること。
- (3) 大規模災害等情報の収集、伝達及び通信要領に関すること。
- (4) 救出救護、避難誘導及び広報活動に関すること。
- (5) その他大規模災害等対策に係る必要な事項に関すること。

第 6 章 雑則

(委任)

第 15 条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

別表（第6条関係）

特別緊急災害対策本部編成表

対策本部長	
対策副本部長	
班 編 成	業 務 内 容
指揮総括班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対策本部の指揮、運用、総括 ○ 火災、その他災害の情報分析、被害予測 ○ 避難指示 ○ 被害状況、応急措置等の記録
情 報 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災、その他災害の情報収集 ○ 会場施設の被害情報収集 ○ 来場者等の被害・動向に関する情報収集
連絡調整班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本スポーツ協会、文部科学省等への報告・連絡 ○ 実施本部各部、県危機管理部局、警察、消防、委託警備会社等との連絡調整 ○ 実施本部各部各班内の実施本部員及び警戒員への連絡調整
応急対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会場施設の被害状況の確認 ○ 火災の初期消火、その他災害の応急措置
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所への誘導 ○ 残留者の確認 ○ 各施設等の保安全管理
避難場所確保班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所の確保 ○ 避難者の確認・整理 ○ 避難者に対する情報提供等 ○ 二次避難場所への誘導
救 護 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷者の救急・救助活動 ○ 負傷者の搬送
広 報 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常放送 ○ 広報・報道対策
交 通 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急車両の通行路の確保と安全対策 ○ 周辺における交通情報の収集
各 班 共 通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況に応じた初期対応の実施及び他班の支援 ○ その他特命事項の処理